青森県五所川原市、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、東京都品川区、長野県長野市、長野県松本市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県丹波市、奈良県黒滝村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県綾川町、高知県高知市	告示別表第７の0370196の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第７の0370075の項、0370083の項、0370111の項、0370144の項、0370157の項、0370168の項、0370171の項、0370182の項、0370183の項、0370197の項、0370198の項、0370217の項、0370230の項、0370247の項及び0370255の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
福島県福島市、神奈川県藤沢市	告示別表第７の0370049の項、0370111の項、0370169の項、0370182の項、0370189の項、0370217の項、0370218の項及び0370226の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省・デジタル庁告示第二十九号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）附則第四条の規定に基づき、令和八年デジタル庁・総務省告示第二十一号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第四条の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示）の全部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第四条の内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道小清水町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道音更町、青森県青森市、青森県黒石市、青森県六ヶ所村、青森県おいらせ町、青森県風間浦村、宮城県仙台市、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、福島県南相馬市、福島県新地町、埼玉県川越市、埼玉県久喜市、埼玉県富士見市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県八千代市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県富里市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都江東区、東京都世田谷区、東京都杉並区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都八王子市、東京都昭島市、東京都町田市、東京都国立市、東京都狛江市、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県出雲崎町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県忍野村、長野県佐久穂町、長野県長和町、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県泰阜村、長野県豊丘村、長野県生坂村、長野県木島平村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県御殿場市、静	